

NTT東日本から届出のあった活用業務に対して

総務省が行った確認の内容

東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）から、令和3年4月12日付けで、総務大臣に対し、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。）第2条第6項の規定に基づき、同項に規定する業務（以下「活用業務」という。）を営むことについての届出があった。

総務省において、当該届出に係る活用業務が同項に規定する範囲内で営まれることについて、届出の時点において届出書に記載された事項により確認した内容は、以下のとおり。

1 届出の概要

NTT東日本は、次世代ネットワーク、新たに設置するGWルータ、新たに調達した東西間の県間伝送路、新たに設置する中間配線架を利用し、同社の業務区域において県間のIP電話サービスの役務提供を行うとともに、同サービスについて、同社の業務区域外のエンドユーザとの通信を可能とするため、同社保有の次世代ネットワークと他事業者の電気通信設備を相互接続し、他事業者との合意に基づき、他事業者の提供する電気通信役務に係るものを含めて料金設定を行いたいとしていることから、活用業務として届出があったものである。

NTT東日本が提供を予定しているIP電話サービスの種類は、①現在提供しているIP電話サービス、②高品質通話、広帯域映像通信及びデータ伝送も利用可能なIP電話サービスである。

なお、NTT東日本は、当該業務の開始に当たって、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）及び株式会社NTTドコモ（以下「NTTドコモ」という。）との相互接続を予定している。

2 確認の内容

NTT法第2条第6項において、NTT東日本及びNTT西日本（以下「NTT東西」という。）は、

- （１） 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内
- （２） 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内に限り、活用業務を営むことができると規定されている。

本件活用業務が、これらの範囲内で営まれるものであることについて、「NTT東西の活用業務に関する「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方【NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン】」（平成23年11月策定。以下「ガイドライン」という。）に則し、NTT東日本の届出書に記載された事項により、以下のとおり確認を行った。

3 確認の結果

(1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内であること

ガイドラインに基づき、

- ① 活用業務を営むために過大な投資を行うことにより、NTT東西の財務を圧迫し、地域電気通信業務等の円滑な遂行を困難にするおそれがある場合
- ② 地域電気通信業務等を営むために保有している設備や職員等の既存の経営資源を過度に転用することにより、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれがある場合に該当するか否かについて、検討を行う。

NTT東日本は、本件活用業務を営むに当たって、設備投資等に係る所要資金として、 を見込んでおり、内部資金でまかなうこととしている。

本件活用業務の実施規模及び同社の設備投資規模を踏まえれば、過大な投資により、地域電気通信業務等の遂行を困難にするおそれは生じないものと考えられる。

また、既存の経営資源の活用に関しても、設備については、本件活用業務を実施することによりトラフィック増等が発生し、地域電気通信業務等に影響が生じるおそれがある場合には、必要な設備増強等を図ることで、地域電気通信業務等に影響が生じないように対処するとしている。さらに、職員についても、現在のIP通信網サービス、IP電話サービス及び電話サービスの提供に関する業務を行う組織の職員を活用する予定であるとしているところ、本件活用業務の内容及びその実施規模を踏まえれば、過度の経営資源の転用により、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれも生じないものと考えられる。

以上のことから、本件活用業務は、NTT東日本による地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

(2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であること

ガイドラインに基づき、

- ステップ１ 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそのれ
の程度について検討し、
- ステップ２ その上で、当該「おそのれ」の程度に応じて公正な競争を確保す
るために必要な措置が十分かつ有効に講じられているか否か
について検討する。

１） ステップ１ 「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそのれ」 の程度

おそのれの程度に関する評価を行うに当たっては、ガイドラインにおいて、
①地域通信市場における競争の進展状況、②ボトルネック設備との関連性及
び③他の市場支配的な電気通信事業者との連携の有無を重点的に考慮する
こととされている。

このうち、上記①については、地域電気通信市場における競争が進展して
いない場合、ＮＴＴ東西は同市場における市場支配力を競争分野において濫
用するおそのれが大きいと考えられる。

また、上記②については、競争事業者がＮＴＴ東西の営む新たな業務と同
様の業務を実施する場合、ＮＴＴ東西の設置するボトルネック設備への依存
度が高いとすれば、当該ボトルネック設備及びこれと一体として構築される
新たなネットワーク要素のオープン化の要請が高まると考えられる。

さらに、上記③については、市場支配的な電気通信事業者であるＮＴＴ東
西が活用業務を営むに当たって、他の市場支配的な電気通信事業者との連携
を行うとすれば、当該事業者の市場支配力が結合することにより、競争事業
者等との実質的な公平性の確保が困難となる等、競争阻害的な要素が拡大す
るおそのれがあることから、考慮の必要があるものである。

① 地域通信市場における競争の進展状況

ＮＴＴ東日本からの届出書によれば、同社が提供を予定しているのはＩ
Ｐ電話サービスであり、既存の加入電話サービスと同じ番号体系をとり、
緊急通報の確保が義務付けられていること等から、既存の加入電話と代替
性を持つサービスである。したがって、既存の加入電話サービスと基本的
に同一の市場を形成していると考えられるため、本件活用業務に関して競
争の進展状況を検証すべき地域電気通信市場として、固定電話市場を取り
上げることが適当である。

また、前述のとおり、ＮＴＴ東日本の次世代ネットワーク等を利用して
ＩＰ電話サービスを提供するものであるが、当該サービスを利用する際に
は、アクセス回線としてＮＴＴ東日本の提供する光ブロードバンドサービ

スに加入していることが求められる。したがって、上記ＩＰ電話サービスに関する競争状況は、固定系ブロードバンド市場における競争状況の影響を強く受けると考えられる。このため、本件活用業務に関して競争の進展状況を検証すべき地域電気通信市場として、固定系ブロードバンド市場を取り上げることが適当である。

「電気通信事業分野における市場検証（令和元年度）に関する年次レポート」（令和２年８月３１日公表）のデータによれば、固定電話市場における令和２年３月末のＮＴＴ東日本のシェアを見ると、東日本地域において、６７．７％を占めている状況である。

また、同報告書のデータによれば、固定系ブロードバンド市場については、令和２年３月末のＮＴＴ東日本のシェア（卸電気通信役務によるものも含む。）を見ると、最低の地域において約５０％を超えている（関東地方）。そして、都道府県別のＦＴＴＨ市場における令和２年３月末のＮＴＴ東日本のシェアを見ると、最低の道都県において約６０％（神奈川県）、最高の都道府県では８０％を超えている（山形県）。

以上を踏まえれば、ＮＴＴ東日本は、単独で市場支配力を行使し得る地位にあるものの、接続ルールや禁止行為規制等、第一種指定電気通信設備制度に基づく規律が厳格に適用されている限りにおいて、市場支配力の行使は少なくとも現時点においては抑止可能な状態にあると評価できる。

ただし、市場支配力の行使の可能性は高くないものの、ＮＴＴ東日本が固定電話市場及び固定系ブロードバンド市場において一定の市場支配力を有していると考えられることに鑑みれば、例えば、同社が他の事業者との接続の業務に関して知り得た情報を不適切に当該サービスに流用すること等、同社が地域電気通信市場における市場支配力を本件活用業務に関する市場において濫用した場合、当該市場における公正な競争を阻害するおそれもあると考えられる。

このため、ＮＴＴ東日本が届出書において講ずることとしている措置が公正な競争を確保するために適切なものであるかについて、②、③の状況とあわせて、ステップ２）において確認することとする。

② ボトルネック設備との関連性

本件活用業務は、その提供に当たり、アクセス回線として固定ブロードバンドサービスを利用するものであることから、第一種指定電気通信設備である端末系伝送路設備と密接な関連性を有していると考えられる。

したがって、競争事業者が本件活用業務と同様の業務を実施するに当たっては、ＮＴＴ東日本の設置するボトルネック設備への依存度が大きいと

考えられ、当該ボトルネック設備及びこれと一体として構築されるネットワークのオープン性を確保することが公正競争確保の観点から必要であると認められる。

これを踏まえ、NTT東日本が届出書において講ずることとしている措置が公正な競争を確保するために適切なものであるかについて、①、③の状況とあわせて、ステップ2)において確認することとする。

③ 市場支配的な電気通信事業者との連携の有無

本件活用業務は、NTT東日本の次世代ネットワーク等を利用してIP電話サービスを提供するものであるが、同社の届出書によれば、本件活用業務の開始にあたって、ガイドラインに規定されている他の市場支配的な電気通信事業者であるNTT西日本及びNTTドコモとの相互接続を予定している、とされている。

これを踏まえると、ステップ2)における確認に当たっては、⑥の「関係事業者の公平な扱い」の項目において、当該連携が公正な競争を阻害するものではないかを確認する必要がある。

2) ステップ2 公正な競争を確保するために必要な措置

本件活用業務について、ガイドライン別紙「NTT東西が活用業務を電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずべき措置」に掲げる7つの項目ごとのNTT東日本が講ずるとしている措置の概要及び当該措置に関する考え方は次のとおりであり、NTT東日本からの届出書に記載されたとおりにこれらの措置が講じられる限りにおいて、本件活用業務は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

次の項目①から⑦までに関し、これらの措置が十分に実施されない、あるいは市場環境の変化等により公正な競争を確保するための措置が新たに求められるような状況が生じた場合、必要に応じて実施状況の報告を求めることを含め、総務省として個別に適切な対応を行っていく考えである。

① ネットワークのオープン化

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務の実施にあたっては、PSTNマイグレーションに係る意識合わせの場においてGWルータ等のインターフェース条件を既に情報開示を行っており、当社の業務区域内に設置するGWルータは第一種指定電気通信設備として指定されており※、当社の業務区域外に設置するGWルータは第一種指定電気通信設備接続料規則第3条に基づく許可申請をしてお

り、許可を受けた場合には第一種指定電気通信設備に準ずるものとして取扱うこととし、接続約款に接続料及び接続条件の設定を行うことで、接続等の迅速性、公平性を確保する。

さらに、本業務に用いる県間伝送路(既に公募により調達したもの、自ら敷設・保有するもの及び新たに公募により調達するもの)、中間配線架及び中継ルータについては、指定設備である県内設備と一体的に利用されることから、「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」と位置づけ、接続約款に接続料に準じた負担及び接続条件の設定を行うことにより、接続等の迅速性、公平性を確保する。

上記接続約款の認可までの期間においては、電気通信事業法第33条第10項に規定されている協定を他事業者と締結する予定である。

また、今回新たに調達した東西間の県間伝送路においては、事業者の選定にあたり透明性・公平性を確保する観点から公募により調達しており、今後県間伝送路を調達する場合においても、公募により調達する考えである。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていく考えである。

※ ひかり電話網の第一種指定電気通信設備への指定対象への追加(総務省告示第 367 号 平成 20 年 7 月 7 日)

【総務省の考え方】

N T T 東日本が本件活用業務に用いることとしている同社の業務区域内に設置するGWルータは第一種指定電気通信設備として指定されており、新たに同社の業務区域外に設置するGWルータは、令和3年6月2日付けで第一種指定電気通信設備接続料規則第3条の許可を受けており、第一種指定電気通信設備に準ずるものとして取扱い、接続約款に接続料及び接続条件の設定を行うことで接続等の迅速性、公平性を確保することとしている。

また、本件活用業務に用いる県間伝送路、中間配線架及び中継ルータについては、第一種指定電気通信設備である県内設備と一体的に利用されることとなることから、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第23条の4第2項により「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」として位置づけられており、接続約款に接続料に準じた負担及び接続条件の設定を行うことにより、接続等の迅速性、公平性を確保することとしている。

加えて、今回新たに調達したN T T 東西間の県間伝送路においては、事業者の選定にあたり、透明性・公平性を確保する観点から公募により調達

しており、今後県間伝送路を調達する場合においても、公募により調達する考えとしている。

さらに、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていくとしている。

したがって、NTT東日本が第一種指定電気通信設備接続料規則第3条の許可を受け、上記の措置を講じる限りにおいては、競争事業者も必要に応じ接続等を行うことにより、本件活用業務と同様の業務を営み得ると考えられることから、ステップ1) ①、②の観点からも、新たにネットワークのオープン化のための措置を講じる必要は認められない。

② ネットワーク情報の開示

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務の実施にあたっては、インターフェース条件を既に事業者間意識合わせの場において情報開示を行っており、また、本業務の届出に合わせて接続に必要なインターフェース条件、接続料を接続約款に規定する予定である。今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、お客様ニーズを踏まえ、サービス追加に合わせてインターフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えである。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格(個別の費用負担を求めないものを含む。)で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

【総務省の考え方】

NTT東日本は、本件活用業務の提供に当たって、インターフェース条件を既に事業者間意識合わせの場において情報開示を行っており、また、本業務の届出に合わせて、令和3年6月2日付けで、接続に必要なインターフェース条件、接続料を規定した接続約款の認可を受けている。

また、今後とも国際的な標準化動向等を踏まえ、サービス追加に合わせてインターフェース条件等を開示することとしている。

さらに、競争事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、競争事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格で、必要不可欠なネットワーク情報を提供することとしている。

したがって、NTT東日本が第一種指定電気通信設備接続料規則第3条の許可を受け、上記の措置を講じる限りにおいては、競争事業者も必要に応じ接続等を行うことにより、本件活用業務と同様の業務を営み得ると考えられることから、ステップ1)②の観点からも、必要な措置が講じられているものと認められる。

③ 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

他事業者はIP電話サービスを既に提供中であることから、他事業者が本業務と同様の業務を営むに当たって顧客からの申込み、開通工事、保守・修理、料金の請求等に対応するために当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報はないと考える。

【総務省の考え方】

NTT東日本が保有する情報であって既に開示等を行っているもののほか、他事業者が本件活用業務と同様の業務を営むに当たって顧客からの申込み、開通工事、保守・修理、料金の請求等に対応するために必要不可欠な情報は、現時点において具体的なものはないと認められ、現時点において新たに不可欠情報へのアクセスの同等性確保のための措置を講じる必要性は認められない。

④ 営業面でのファイアーウォール

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務は、PSTNマイグレーションに係る意識合わせの場において、東京・大阪の2拠点で接続することが合理的であるとされたことを踏まえ、今回新たに調達した東西間の県間伝送路等を用い、県内通信を組み合わせて県間のIP電話サービスを提供するものである。また、他事業者も当社と同様の業務を実施する際には、同様の構成となると想定される。

このように、県間のIP電話サービスの業務を営む場合には、当社も他事業者も県内通信と組み合わせて提供することとなることを踏まえて、県間のIP電話サービスについて公正な競争が阻害されることのないよう、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

なお、従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、本業務の実施にあたっては引き続き公正な競争が阻害されることのないよう配慮することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

- ① 本社や事業部において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社

からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

また、電気通信事業法の改正(平成23年11月30日施行)を踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書(令和2年6月30日)に記載のとおり、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っている。

- ② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

- i) お客様情報を他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
- ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
- iii) ID管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること。

等

本業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあつては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとする。

なお、今回の構成はPSTNマイグレーションに係る意識合わせの場において、東京・大阪の2拠点で接続することを想定しているが、今後、当社及び他事業者が現在想定できないような構成で、県間のIP電話サービスの業務の提供を行うなど、公正競争を阻害するおそれが生じる場合等には、それに対応するために必要な措置を講じる。

【総務省の考え方】

N T T東日本の届出によれば、本件活用業務は、P S T Nマイグレーションに係る意識合わせの場の議論を踏まえ、東京・大阪の2拠点で接続することが合理的であるとされたことを踏まえ、今回新たに調達した東西間の県間伝送路等を用い、県内通信を組み合わせることで県間のI P電話サービスを提供するものであり、また、他事業者もN T T東日本と同様の業務を実施する際には、同様の構成となると想定され、本件活用業務の提供に当たっては、公正な競争が阻害されることのないよう、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである、としている。

N T T東日本は、電話の業務で取得した顧客情報や接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用したり、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用したりすることがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施することとし、公正な競争が阻害されることのないよう、営業面でのファイアーウォールを確保し

ていく考えとしている。また、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図るとしている。

加えて、本件業務の営業活動を子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとしている。

なお、今回の構成はPSTNマイグレーションに係る意識合わせの場において、東京・大阪の2拠点で接続することを想定しているが、今後、NTT東日本及び他事業者が現在想定できないような構成で、県間のIP電話サービスの業務の提供を行うなどにより、公正競争を阻害するおそれが生じる場合等には、それに対応するために必要な措置を講じることとしている。

したがって、県内通信と県間のIP電話サービスとの営業面でのファイアーウォールの確保に関しては、上記の措置の徹底が図られる限りにおいて、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

⑤ 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、他の電気通信役務に関する会計と分計する考えである。

また、コスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定し、競争阻害的な料金設定とならないようにする考えである。

【総務省の考え方】

NTT東日本は、本件活用業務に係る収支を、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算等を行うことにより、子会社等に委託する場合も含め、県内通信に係る収支と分計することとしている。また、利用者料金についても、設備コ

スト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るように設定することとしており、必要な措置が講じられているものと認められる。

⑥ 関連事業者の公平な取扱い

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務の実施にあたっては、インターフェース条件を既にPSTNマイグレーションに係る意識合わせの場において情報開示を行っており、また、本業務の届出に合わせて接続に必要なインターフェース条件、接続料を接続約款に規定する予定であり、関連事業者の取扱いに関する公平性を確保する考えである。

なお、本業務においては「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続を行うことを予定しているが、接続約款の規定に基づき他事業者との接続と同等の条件で行うとともに、排他的な共同営業を行う予定はないことから、公平性は確保されているものと考ええる。

【総務省の考え方】

NTT東日本は、本件活用業務を営むに当たり、インターフェース条件を既にPSTNマイグレーションに係る意識合わせの場において情報開示を行っており、また、本件活用業務の届出に合わせて、令和3年6月2日付けで、接続に必要なインターフェース条件、接続料を接続約款の認可を受けており、関連事業者の取扱いに関する公平性を確保する考えである、としている。

また、NTT東日本は、本件活用業務を営むに当たって、ガイドラインに規定されている他の市場支配的な電気通信事業者（NTT西日本及びNTTドコモ）との接続を行うことを予定しているが、接続約款の規定に基づき他事業者との接続と同等の条件で行うとともに、排他的な共同営業を行う予定はないとしており、これらの市場支配力が結合することは考えにくく、公正な競争を阻害することとはならないと考えられる。

加えて、今回新たに調達した東西間の県間伝送路については、事業者の選定にあたり透明性・公平性を確保する観点から公募により調達しており、今後県間伝送路を調達する場合においても、公募により調達する考えであることが同社の届出書に記載されている。

したがって、NTT東日本が接続に必要なインターフェース条件、接続料を接続約款に規定し、上記の措置を講じる限りにおいて、ステップ1) ①、②の観点からも、関連事業者の公平な取扱いは確保されていると考えられる。

⑦ 実施状況等の報告

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

(1)～(6)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

また、報告資料のうち、費用(収益)項目一覧、県間伝送路調達の募集案内及び社内文書・規程類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

- ・費用(収益)項目一覧：

経営上の秘密に属する情報に該当するため。

- ・県間伝送路の募集案内：

公表することにより、通信設備の位置等が公となり、不正侵入の目標にされる可能性が高まることでサービスの安全が脅かされるおそれがあること、また、サービスの技術仕様、運営体制等が明らかになることで不正侵入への脆弱性を高めるおそれがあること等、通信の安全が脅かされるおそれがあるため。なお、公募調達時においても他事業者に対して利用目的を限定した守秘義務契約を結んだ上で、個別に開示している。

- ・社内文書・規程類等の一部：

コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

【総務省の考え方】

NTT東日本は、各種措置の実施状況等について、毎事業年度経過後6か月以内に総務大臣に報告し、これを公表するとしており、必要な措置が講じられているものと考えられる。